○国土交通省告示第九百一号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百八十七円とし、平成二十七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十六年国土交通省告示第七百五十五号）は、平成二十七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第九百二号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百八十七円とし、平成二十七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十六年国土交通省告示第七百五十六号）は、平成二十七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第九百三号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百八十七円とし、平成二十七年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十六年国土交通省告示第七百五十七号）は、平成二十七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第九百四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
綾瀬市小園字下原七九九番一から同市早川字上原二七六三番一まで	前	最大 六七 最小 四八	四七一
	後	最大 二七七 最小 二七〇	

○国土交通省告示第九百五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
上野原市大野字谷後原五八三番二から同市大野字岩下四五三一番一六まで	前	最大 一九六 最小 一三三	二三八
	後	最大 二四一 最小 一八二	

○国土交通省告示第九百六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字柳ヶ谷二七七七番二から同県東臼杵郡門川町大字加草字倉谷二六八二番一五まで	前	最大 七九 最小 二六	四五七
	後	最大 一四三 最小 三一	

○国土交通省告示第九百七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
姶良市西餅田字小瀬戸九八二番一から同市西餅田字原田二五四八番二まで	前	最大 二二〇 最小 二三	八六二
	後	最大 二二〇 最小 二三	

○国土交通省告示第九百八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏